

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第3回）

日時：令和7年6月11日（水）

13時30分から15時00分まで

場所：エスポワールいわて特別ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- ・ 災害ケースマネジメント推進検討会議 中間整理
- ・ 岩手県災害ケースマネジメントガイドライン（仮称）の骨子案について

4 閉 会

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第3回） 出席者名簿

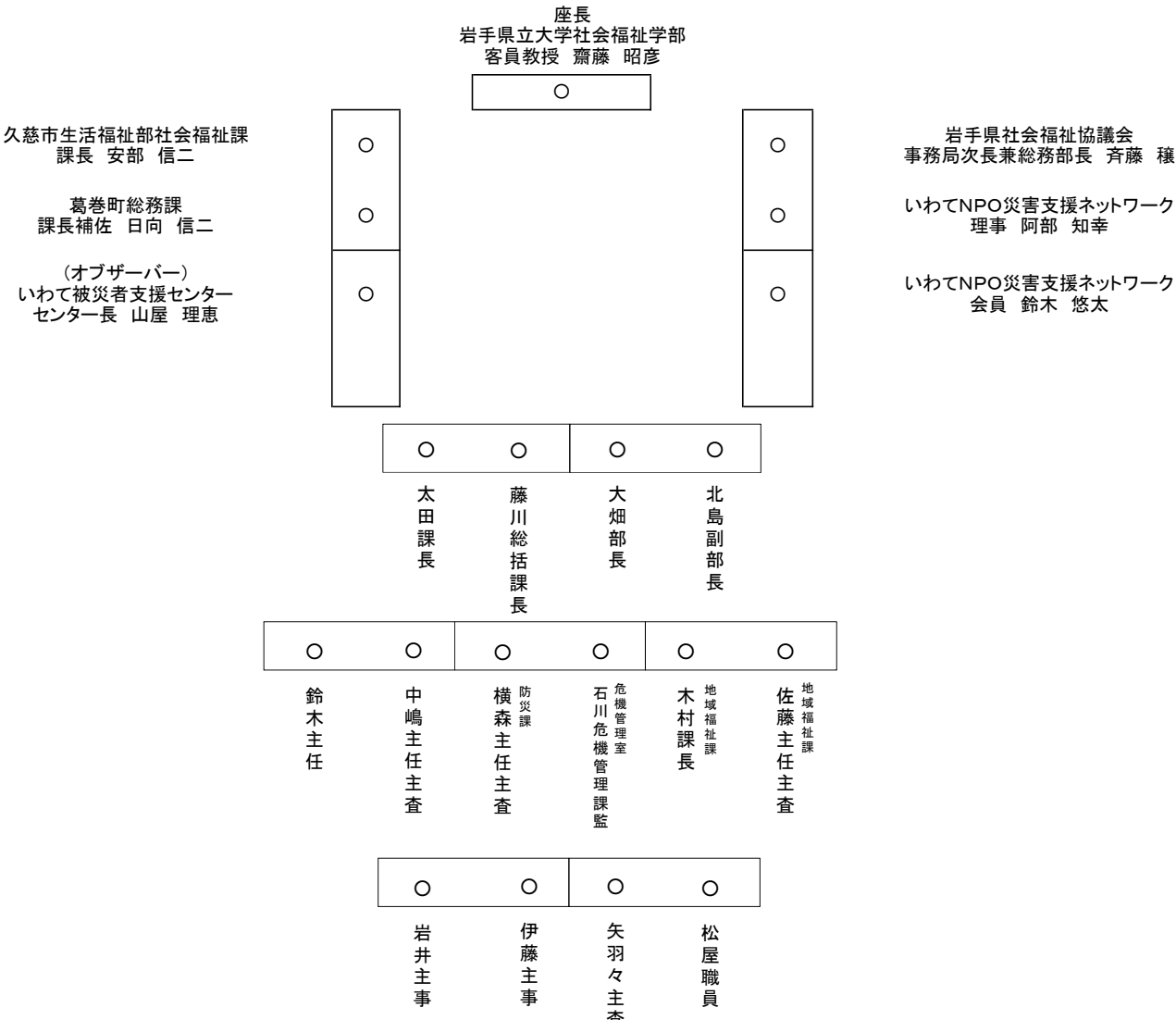
○構成員等

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県立大学社会福祉学部	客員教授	齋藤 昭彦	
岩手県社会福祉協議会	事務局次長兼総務部長	斉藤 穰	
いわてNPO災害支援ネットワーク (認定 NPO 法人フードバンク岩手)	理事 (副理事長・事務局長)	阿部 知幸	
いわてNPO災害支援ネットワーク (NPO 法人クチェカ)	会員 (理事・事務局長)	鈴木 悠太	
久慈市生活福祉部社会福祉課	課長	安部 信二	
葛巻町総務課	課長補佐	日向 信二	
(オブザーバー) いわて被災者支援センター (認定特定非営利法人インクルいわて)	センター長 (理事長)	山屋 理恵	

○事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県 復興防災部	部 長	大畑 光宏	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	副部長兼復興危機管理室長	北島 太郎	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	総括課長	藤川 耕平	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	被災者生活再建課長	太田 栄時	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	中嶋 由紀	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 査	矢羽々 有	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 任	鈴木 真那	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 事	伊藤 寛治	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 事	岩井 飛龍	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	総括危機管理監兼 放射線影響対策課長	石川 一行	
岩手県 復興防災部 防災課	主任主査	横森 宅弥	
岩手県 保健福祉部 地域福祉課	特命課長	木村 康彦	
岩手県 保健福祉部 地域福祉課	主任主査	佐藤 公行	

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議(第3回) 配席図



傍聴人・マスコミ席

入 口

今年度の推進検討会議の日程

会議(開催日)	内 容
第1回会議(R6.9.18)	災害ケースマネジメントに係る現状・課題の確認 と3つの論点について
第2回会議(R6.12.24)	3つの論点ごとの方向性の確認
第3回会議(R7.6.11)	・主な論点に関する中間整理 ・ガイドライン骨子案の検討
第4回会議(R7.9予定)	ガイドライン素案の検討
第5回会議(R8.2予定)	ガイドライン最終案の検討

第2回会議結果の整理

資料2

(1) 3つの論点ごとの方向性の確認

論 点	主な意見
1 災害ケースマネジメントの主体はどこか	・ 人口減少を背景に、市町村職員の減少、民生委員の欠員 ・ 自治体の規模によっては、民間団体（NPO等）だけでは難しい ・ （県の役割）人的支援及び市町村間の支援の調整
2 アウトリーチ人材が備えるべきスキルはどのようなことか	《アウトリーチ人材について》 ・ 「共感力」を身に着けるに当たっては、たくさんの事例検討を行い、スキルを高めた（生活支援相談員の例） ・ 問題の解決というよりは、引っ張っていく力、折れない心 ・ 社会福祉施設等の職員の中にも、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者で相談業務に従事している人もいる ⇒ 研修対象者として今後検討 《総括支援員について》 ・ ある程度の組織管理経験とアウトリーチのスキルを持っていること ・ 市町村：防災・福祉部門の長や保健師長等を想定 ⇒ 職員OB活用の可能性 ・ 1人ではなく、複数の総括支援員や専門職が連携するような仕組みが必要
3 人材派遣調整の体制や仕組みはどうあるべきか	《派遣調整の仕組みについて》 ・ 当面は県が実施。人材が広がれば、県社協や災害中間支援組織等が調整役を担うことも想定 ・ 災害が発生しそうなときは、事前に派遣可能性があることをお知らせしている（DWATの例）

(2) アウトリーチ人材育成研修プログラムについて

目標

- ① 災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成のための指導者を養成する
- ② 災害ケースマネジメントについて理解する
- ③ アウトリーチ人材について理解する
- ④ アウトリーチ人材を育成する必要性・方法を理解する

対象

- ① 市町村職員
- ② 県社会福祉協議
- ③ 市町村社会福祉協議会
- ④ 地域包括支援センター
- ⑤ 基幹相談支援センター
- ⑥ DWAT隊員
- ⑦ DPAT隊員

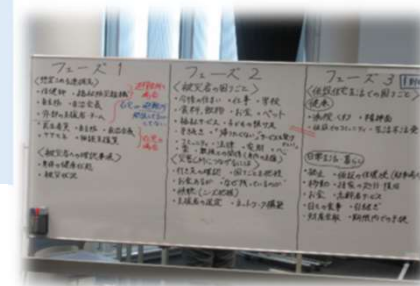
※ ①～③は今後研修の実施運営に関わる可能性がある職員

令和6年度第2回災害ケースマネジメント推進研修会

- 開催日時 : 令和7年2月6日(木) 10:00～16:30(アイーナ)
午前:【講義】行政説明(内閣府)・事例報告(伊勢市、岡崎市)
午後:【演習】グループディスカッション
- 参加者 : 39名(午前のみ参加3名、オンライン参加5名を含む。)

【研修受講者の意見(抜粋)】

- ・ フェーズによって変わる課題の見極め、相手に寄り添ってニーズを引き出す、共感する方法の大切さがわかった。
- ・ 行政としては、消防、建設、福祉、色々な課でどのように情報共有していくのか難しく悩ましいところ。
- ・ 行政、法人、あるいは1事業主、単体だけでは不足するので、日頃からの連携を常に意識して、いつ災害が起こっても対応できる関係性をつくっていかねばと思った。



(3) 避難所における温かい食事の提供について【参考資料1】

1 災害ケースマネジメントの取組推進に向けての課題整理及び県の対応

【課題】

1 災害経験の有無等により、市町村の災害ケースマネジメントへの理解度、取組意向が異なるため、理解促進が必要。

2 被災者が抱える課題は住居、家計、就労等、多岐にわたることから、専門性を有する人材による相談支援体制の構築が必要。

3 避難所、在宅、応急仮設住宅など被災者の避難生活の状況等に応じ、アウトリーチによる被災者のニーズを把握する体制が必要。

4 大規模災害の発生時に広域的にアウトリーチ人材の派遣調整ができる体制が必要。

【県の対応】

1 市町村の災害ケースマネジメントの体制整備への支援
市町村担当者、被災者支援団体等の理解促進を図るための研修会や意見交換を実施。

2 アウトリーチ人材の育成
県立大との協働によるアウトリーチ人材育成プログラムの作成に向けた調査研究

3 広域的・専門的な被災者支援体制の検討
・県・市町村の役割分担
・専門性を有する人材による相談支援体制のあり方
・広域的なアウトリーチ人材の派遣調整の方法

2 具体の論点

【主な意見】

【対応の方向性】

論点 1 災害ケースマネジメントの主体

- ・実施主体は市町村
- ・主体となるべき行政はマンパワー不足

- ・市町村の実情に合わせて**実施形態（①市町村職員による実施、②市町村から民生委員等への委嘱、③市町村から民間団体への委託）**を選択。①～③の組合せもあり得る。
- ・県の役割：人的支援・市町村間の調整。

R7.2月大船渡市林野火災【参考資料2】
＜実施主体との情報共有のあり方＞

論点 2 アウトリーチ人材が備えるべきスキル

- ・被災者の課題をヒアリングする能力（情報収集能力）
- ・共感力（時には一緒に泣く、怒る）

- ・**アウトリーチ人材**に求められる能力（情報収集能力、被災者の課題を把握分析する能力、共感力）を養成するため**研修等でスキル（被災者とのコミュニケーションスキル等）を習得**。
- ・人材育成の仕組みとして**基礎研修（R7から実施）によりアウトリーチ人材を育成し、そのアウトリーチ人材の中から応用研修（R8から実施）修了者を総括支援員とする**。

論点 3 人材の派遣調整の体制や仕組み

- ・アウトリーチ人材の派遣調整体制や仕組み：相談支援の経験がない人に対し、平時より研修等によるスキルの習得
- ・専門人材：DWAT等では県を超えた派遣を実施

- ・**派遣人材の登録**（当面は県が実施）：**研修修了者に認定証を交付し、認定証保有者をアウトリーチ人材として登録**。登録者名簿は県・市町村・関係機関が閲覧可。
- ・**派遣調整の仕組み**（当面は県が実施）：**災害発生時は市町村において登録者名簿を閲覧し、個別に活動を依頼**。県内市町村間で応援が必要な場合は、県が仲介。

▷ 今後、この「中間整理」の内容を踏まえ、「ガイドライン（仮称）」の作成、人材育成、認定登録制度の創設に向けた検討を実施

3 ガイドライン骨子案について

県と市町村、関係団体が連携して災害ケースマネジメントを推進するため、令和7年度に「災害ケースマネジメントガイドライン（仮称）」を作成、周知する。

【骨子案】

0. 災害ケースマネジメントの意義

1. 平時からの準備

(1) 実施体制の確認

- ▶ 市町村／県／関係機関の役割
- ▶ 市町村の実情に応じた実施形態（職員／委嘱／委託）

(2) 研修／認証／登録の実施

- ▶ アウトリーチ人材が備えるべきスキル
- ▶ アウトリーチ人材育成研修プログラム
- ▶ アウトリーチ人材の認証・登録制度

2. 災害ケースマネジメントの実施手順

(1) 避難所の段階

(2) 応急仮設住宅の段階

(3) 災害公営住宅の段階

3. 広域的な応援派遣

(1) 県内での応援派遣

(2) 県外からの応援派遣

- ▶ アウトリーチ人材の認証・登録制度による派遣人材の登録
- ▶ 派遣調整の仕組み

4. 個人情報の取扱い

- ・ 基本的な考え方、個人情報の管理、同意の取得

- ・ 個人情報の取得及び活用方法について

(1) プッシュ型の情報取得（アウトリーチ人材）

(2) プル型の情報取得（避難者把握システム「岩手モデル」）

(3) 被災者台帳システム／被災者データベース

- ▶ 災害ケースマネジメントの実現と個人情報の効果的な活用

【参考資料3】

【ガイドライン作成スケジュール】

時 期	内 容
R7. 6月（第3回会議）	骨子案の検討
R7. 9月（第4回会議）	素案の検討
R7. 10月	市町村への意見照会
R7. 2月（第5回会議）	最終案の確認

東日本大震災津波等を経験した岩手県では、**トイレ・キッチン・ベッド（TKB）を含む避難所の生活環境向上**を市町村と一緒に推進

特に、**温かい食事の提供**については、

- ① 地域コミュニティによる自炊
- ② 地元の料理飲食業組合との連携
- ③ NPOやボランティアによる炊き出し

といった具体的な方策を進めるため、県・市町村の双方が**新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）**を活用し、**必要な資機材（移動式炊き出し用かまど）**を整備する。

東日本大震災津波における温かい食事の提供事例



地域コミュニティによる自炊（陸前高田市）



ボランティアによる炊き出し（田野畑村）



キッチンカーによる食事の提供（陸前高田市）

◎ 災害支援制度説明・相談窓口（大船渡よりそい・みらいネット）

令和7年3月から、被災者の生活再建に関わる相談を**一元的に**受け付け、岩手弁護士会の協力による**弁護士相談**や**必要な支援へつなぐ**取組みを実施。

<相談は多岐にわたる>

- ・ 住宅再建の問題
⇒ 住宅被害のない世帯からの相談も多い
- ・ 住宅以外の被害（漁具・農機具等）
- ・ 避難生活の長期化によるメンタルの問題



©大船渡市



相談窓口の案内
(NPO法人きょうせい大船渡Facebook)

困りごと

行政

窓口に行けない被災者やその支援者に
支援に関する情報が届きにくい

民間
団体

支援者が相談をどの窓口
に繋がればいいのかわからない

【課題】

行政・民間団体の双方で
情報を共有できる仕組みがない

NPO等民間団体の活動の重要性が再認識されるとともに、**行政と民間団体との間の情報共有のあり方**など連携方法に課題 ⇒ 「③市町村から民間団体への委託」の場合に生じる課題

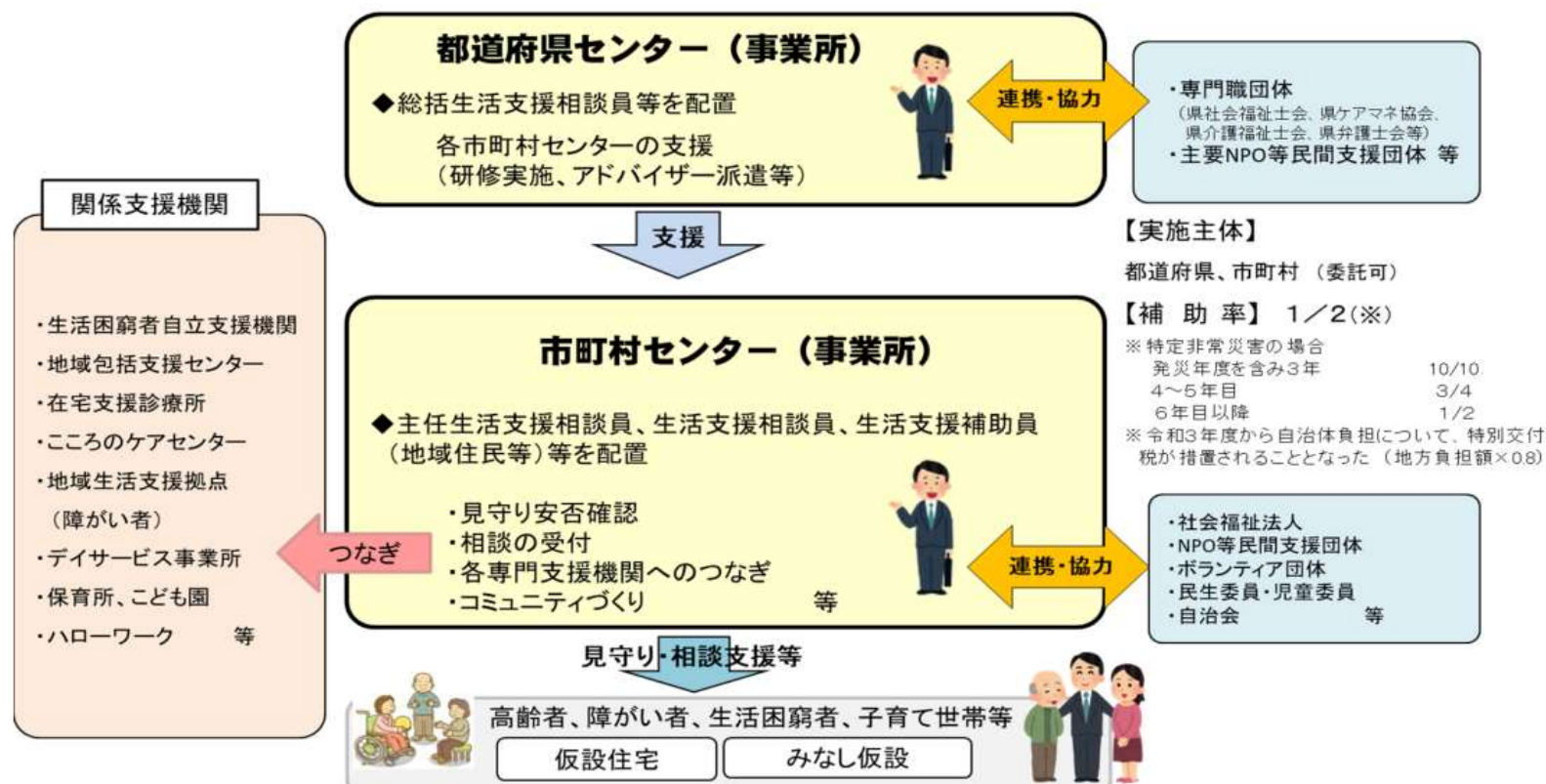
今回の対応 ▶ 大船渡市と県の関係部署(福祉・住宅・土木・環境)が参集、オンラインで情報共有を実施

◎ 被災者の日常生活に関する相談支援（大船渡市）

被災者見守り・相談支援事業により、大船渡市が業務委託により実施。

支援員4名を配置し、応急仮設住宅入居者等の孤立防止のための見守り活動、日常生活の相談支援を行う。事業期間は2年間を想定。

事業の概要・スキーム



東日本大震災などを経験した岩手県では、被災者一人ひとりに寄り添った**災害ケースマネジメントの実現**に向け、**アウトリーチ人材の認証・登録制度**を令和7年度に創設予定

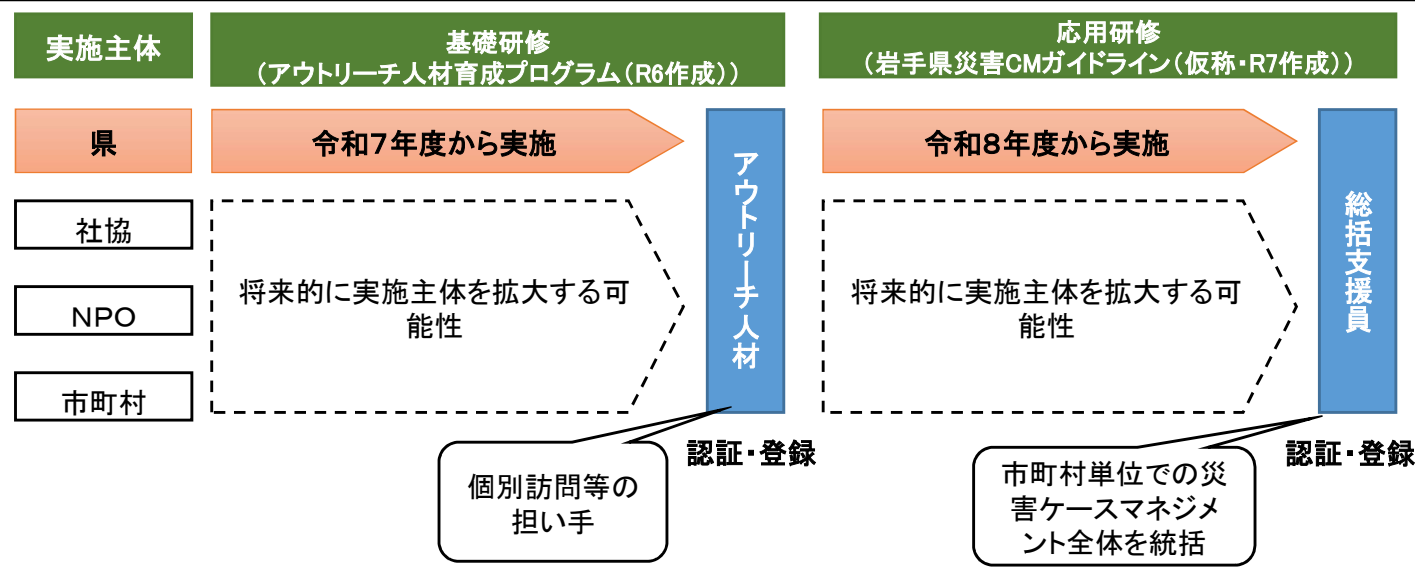
(1) プッシュ型の情報取得

○ アウトリーチ人材（災害ケースマネジメント推進検討会議）

- ・ アウトリーチ人材の認証・登録制度の創設（R7）



人材育成研修



アウトリーチ人材の派遣調整の体制や仕組み（例）

- 派遣人材の登録（当面は県が実施）
 - ・ 県・民間団体等が実施する**研修の修了者**には**認定証**を交付
 - ・ 認定証保有者としての**登録**（災害発生時に活動するアウトリーチ人材）
 - ・ **登録者名簿**は県・市町村・関係機関が**閲覧可**
 - 派遣調整の仕組み（当面は県が実施）
 - ①災害発生時は、市町村において**登録者名簿**を閲覧して、**個別に活動を依頼**
 - ②**県内市町村間で応援が必要な場合は、県が仲介**
 - ③**都道府県をまたぐ応援については、今後知事会等を通して、仕組みの創設について国へ要望**
- ※ DWATを参考に今後検討

- ① R6に県立大学への委託により作成した「アウトリーチ人材育成プログラム」を基に、R7より県が基礎研修を実施し、アウトリーチ人材を育成。
- ② R8より県が応用研修を実施し、災害ケースマネジメント全体を統括する総括支援員を育成。
- ③ 当初は県が研修を実施するが、将来的に実施主体は市町村、社協、NPOに拡大する可能性あり。
- ④ 人材の認定・登録制度を創設し、当面は県による派遣調整などを運用。

被災者一人ひとりに寄り添った**災害ケースマネジメントの実現**に向け、**アウトリーチ人材の認証・登録制度**の運用を確立していくとともに、**被災者データベース**や**避難者把握システム「岩手モデル」**の議論と統合していくことが必要

(2) プル型の情報取得

○ 避難者把握システム「岩手モデル」(防災DX研究会)

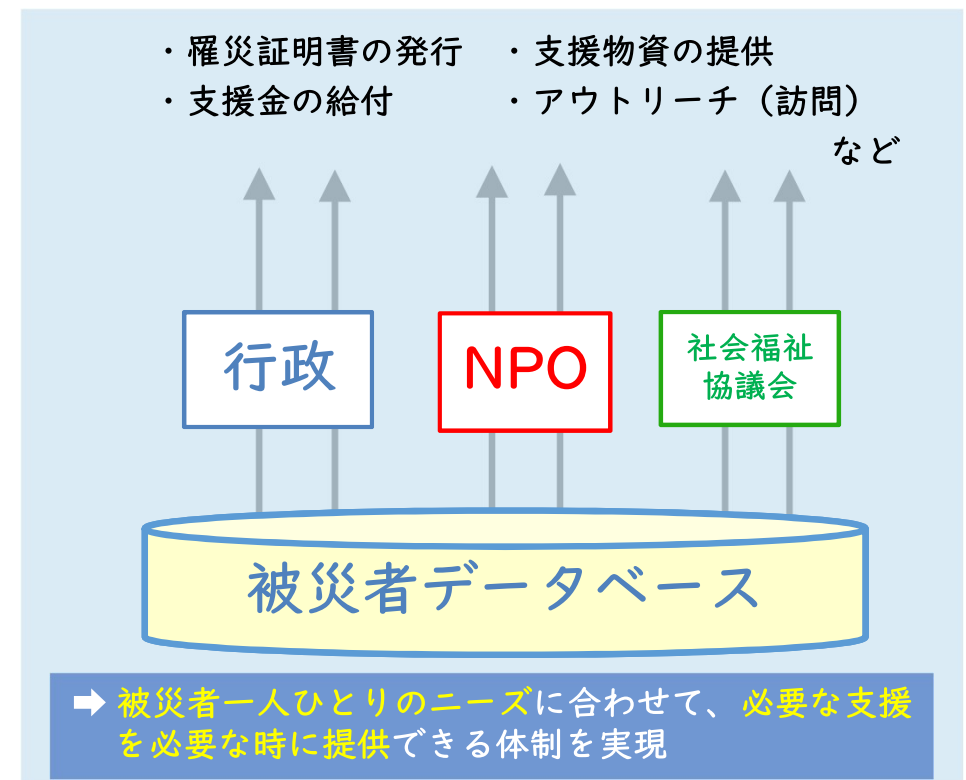
- ・ 社会実装(市町村導入)に向けた実証実験(R6-7)



(3) 被災者データベース(防災DX研究会)

- ・ 3つの論点整理

- ① データ項目は民間活用も前提にセット
- ② 個人情報保護の壁は同意で乗り越える
- ③ 重複投資を回避するには一元的な整備



災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要



趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法